

八代市業務委託成績評定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八代市が委託者となる業務委託について受託者の適正な選定を確保するために実施する業務委託の履行状況及び品質に係る成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象となる業務委託は、次に掲げる業種区分により競争入札参加者を選定し、契約を締結した業務委託とする。

- (1) 建物清掃
- (2) 建物衛生管理
- (3) 公園等清掃

2 八代市物件供給等入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）は、前項に規定する業務委託のほか、特に必要があると認める業務委託を評定の対象とすることができる。

(評定の実施)

第3条 財務部契約検査課長（以下「契約検査課長」という。）は、前条の規定により評定の対象となる業務委託（以下「対象業務委託」という。）の契約を締結したときは、受託者に対し当該対象業務委託が評定の対象となる旨を通知するものとする。

2 対象業務委託を所管する課（課に相当する組織を含む。以下「所管課」という。）の長は、対象業務委託ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日を基準日とし、当該基準日から起算して14日を経過する日までに、当該基準日の前日までの期間について評定を行うものとする。

- (1) 履行期間の初日及び末日が同一の年度に属する対象業務委託 履行が完了する日の翌日
- (2) 履行期間の初日が属する年度と末日が属する年度が異なる対象業務委託 履行期間の末日が属する月の3月前の月の初日

3 所管課に所属する職員で次に掲げるものは、前項に規定する基準日が到来したときは、速やかに業務委託成績評定表（別記様式）により評価を行うものとする。

- (1) 対象業務委託の担当者
- (2) 対象業務委託を所管する地域事務所又は係（係に相当する組織を含む。以下この号において同じ。）の長（当該所管課が係を置かない場合にあつては、当該所管課の長が指名する者）

4 所管課の長は、前項の規定による評価を踏まえて評定を行い、業務委託成績評定表に記録するものとする。

(評定の報告等)

第4条 所管課の長は、評定を行ったときは、速やかに当該所管課が属する部の長にその内容を報告するとともに、契約検査課長に業務委託成績評定表の写しを送付するものとする。

2 契約検査課長は、業務委託成績評定表の写しの送付があつたときは、遅滞なく資格審査委員会にその内容を報告するものとする。

3 契約検査課長は、対象業務委託の履行の完了を確認した書面の回付があつたときは、受託者に対し当該対象業務委託に係る評定及び評定点の合計を通知するものとする。

(評定の運用)

第5条 資格審査委員会は、評定が最高の区分とされた対象業務委託があるときは、当該対象業務委託の受託者名その他必要と認める事項を八代市ホームページにおいて公表するものとする。

第6条 資格審査委員会（競争入札参加者の選定を財務部長又は契約検査課長が行う場合にあつては、財務部長又は契約検査課長。以下この項において同じ。）は、評定が最低の区分とされた対象業務委託があるときは、当該対象業務委託に係る第3条第2項に規定する基準日の前日が属する年度及び当該年度の翌年度において競争入札参加者の業種区分が当該対象業務委託と同一の競争入札を執行する際に、当該対象業務委託の受託者であった者を競争入札参加者として選定しないものとする。ただし、資格審査委員会が競争入札に参加させる特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、受託者の責めに帰すべき事由により対象業務委託の契約を解除したために評定を行うことができない場合について準用する。この場合において、同項中「評定が最低の区分とされた」とあるのは「受託者の責めに帰すべき事由により契約が解除された」と、「第3条第2項に規定する基準日の前日」とあるのは「契約が解除された日」と読み替えるものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、評定の実施に関し必要な事項は、資格審査委員会が定める。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行し、同日以後に履行が完了する業務委託について適用する。ただし、第3条第1項の規定は、同日以後に契約を締結する業務委託から適用する。